

# 社会福祉 あきた

NO.  
**341**  
2017.6.30



【写真】  
「裏山を散策中」  
(三種町 鶏川保育園)

特集

## P2 「秋田県地域福祉推進委員会の取組み」

- ・社会福祉関係の政策要望(p2)
- ・総合相談・生活支援拠点の整備に向けて(p3)
- ・社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動推進検討委員会報告(p6)

P7 皆様の善意

P8 平成29年度秋田県社会福祉協議会事業計画及び予算

P10 職場紹介リレー

P12 シリーズ“こだわりの品質”



心れあいネットワーク

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

# 特集 秋田県地域福祉推進委員会の取組み

平成28年度の取組みについてご報告します。  
社会福祉関係の政策要望は2ページを、専門委員会報告は3ページから7ページをご覧ください。

## 1 社会福祉関係の政策要望

秋田県地域福祉推進委員会では、福祉団体から寄せられた全県的に取り組むべき課題を要望項目としてまとめ、県健康福祉部長あてに要望書を提出し、平成28年11月7日、県の関係各課長等と福祉関係団体による意見交換を経て、この度、要望項目に対する回答がありました。

### 障害者の地域生活移行に伴うショートステイの整備について

#### 【県障害福祉課の回答】

1 共同生活援助（グループホーム）事業所の設置状況について  
障害者の入所施設から地域生活への移行を促進するためには、住まいの場であるグループホームを確保することが重要であり、全国的に整備が進められております。  
本県においても、平成26年度の55事業所（定員1,002人）から、平成28年度には67事業所（定員1,174人）に増加しております。  
現在、グループホームは7町村

で未設置ですが、小規模町村では、利用者の確保等の課題により設置されておらず、近隣の市町のグループホームを利用しての状況にあります。

#### 2 短期入所（ショートステイ）事業所の新設と増床について

ショートステイは4市町村で未設置ですが、市町村によっては障害福祉サービス単独での実施が難しいことも考えられます。

障害福祉サービスについては、必要なサービス見込量と確保のための方策を各市町村の障害福祉計画に定めております。県としては、この計画に基づく具体的な取組に

対して、施設整備費を補助することなどにより引き続き支援してまいります。

また、障害者総合支援法関係説明会等において、グループホームやショートステイの新設・増床要望があることを市町村や事業者へ周知を図ってまいります。貴団体から市町村へ直接働きかけていただくことも重要であると考えます。

### 平成30年介護報酬改定の減額阻止及び福祉人材の確保について

#### 【県長寿社会課の回答】

1 報酬改定の減額阻止について  
介護報酬改定については、国において制度の安定的な維持継続の観点から、現場の調査を踏まえ、必要な見直しを行っているものと認識しております。

介護報酬の改善により、職員の処遇改善が図られることは、介護人材確保のため必要なことであり、また、施設等の安定的な運営に支障を来さないことが基本であると考えております。

#### 2 介護人材の確保について

(1) 求職者の掘り起こしに向けた普及活動の強化

① 地域住民向けには、介護福祉士会による県内3カ所での理解促

進イベントを開催するほか、中高生向けには、介護の授業出前講座を実施しており、引き続き介護職の理解促進とイメージアップに取り組んでまいります。

② 介護事業所認証評価制度の来年度からの運用開始に向け、制度の周知・広報等の取組を進めていく中で、介護職のイメージアップを図っていきたいと考えております。

③ 介護福祉士養成校の修学者確保の取組について、県としては、返還免除付き修学資金の貸付を通じて、支援していきたいと考えております。

(2) 県内小中高校教員への理解促進  
介護職の理解促進に向けた教員への理解促進については、高校生等の介護体験事業における介護人材マネジャーの活動や出前講座の活用促進により、取り組んでまいります。

(3) 介護福祉士修学貸付制度の強化  
① 修学貸付制度については、県社協が実施する修学資金貸付事業に対して、その原資を補助しており、使いやすい制度となるよう助言しております。

② 貸付制度の活用促進については、鋭意取り組んでいるところではありますが、現状としては、限度額の引き上げは考えておりません。



## 2 総合相談・生活支援拠点の整備に向けて

### 秋田型総合相談・生活支援拠点あり方検討委員会の取組み

秋田県地域福祉推進委員会では、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の縦割りの弊害をなくし、横断的で総合的な相談支援体制の構築や生活支援拠点のあり方について調査研究を行うため、「秋田型総合相談・生活支援拠点あり方検討委員会」を設置し、今後の推進方策をまとめました。

#### 検討の背景

本会では、平成17年度から「地域福祉トータルケア推進事業」を実施し、重点項目の一つである「総合相談・生活支援の仕組みづくり」に向けて、ワンストップで対応できる総合相談システムの構築を指してきました。その成果と課題を踏まえ、平成26年度から「地域福祉再構築推進事業」（県委託事業）で地域福祉推進のための課題と方向性を整理し、「総合相談支援窓口の整備」を重点課題の一つとしました。

の必要性を示し、昨年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」で「地域共生社会」の実現を掲げ、「他人事」を「我が事」として住民一人ひとりが主体的に取り組む地域づくりや、地域・住民が抱える多様な問題を「丸ごと」受け止める総合相談体制づくりの構築を目指す取り組みを進めています。

こうした国の方針と本会の取組みの方向性が重なることから、少子高齢化や人口減少が急速に進行する本県にあって、制度や施策の縦割りの弊害をなくし、対象者を限定しないワンストップの横断的・総合的な相談支援体制を構築するため、今後の推進方策をまとめました。

#### 総合相談機能について

◆既存の各種相談機能を包含した総合相談拠点の整備

- ① 地域の各種相談窓口の一元化（建物・機能の配置）
  - ・各市町村に最低1か所、高齢・障害・児童・生活困窮等の各分野を横断した総合相談拠点を整備する。
  - ・市町村合併によって広域化した市町においては、旧町村ごとにサテライトの総合相談拠点を整備する。
  - ・新たな総合相談拠点（建物）を整備するか、既存の相談機能の建物を活用し、相談窓口機能を集約する。
  - ・総合相談拠点に生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と権利擁護センターの機能を包含する。
- ② 包含できない相談機関との連携体制の構築
  - ・「地域ケア会議」等地域の関係者による各種ネットワーク会議等を活用し、制度の狭間の問題や複合的な問題を抱えるケースの検討など、横断的な支援調整の場を設置する。
  - ・すべての相談機関は相談受付票やアセスメントシートを統一す

るなど、専門職による気づきを記録し、専門職や他機関が共有できる連携シートを開発・活用する。

#### ③ 専門職の配置

総合相談拠点には、各相談機関に所属する専門職のほか、本会が養成しているコミュニケーションソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）や、生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーター（以下「SC」という。）を配置する。

サテライトの総合相談拠点にはCSWやSC等を配置し、旧市町村圏域における相談支援を担う。

④ 市町村地域福祉計画への位置づけ  
 ・「市町村地域福祉計画」に総合相談拠点の整備を位置づけ、更に市町村協力の「地域福祉活動計画」と一体的に策定する。

#### ◆日常生活圏域への生活支援拠点の整備とニーズ把握機能の付加

本県では、小中学校の統廃合が進み、特に町村では小・中学校各1校の地域が多いなど、校区が広範囲となつていきます。そのため、日常生活圏域は大きくても小学校区（地域によっては統廃合以前の旧小学校区）、町内会、集落ごとのエリアとします。

- ① 拠点の確保
  - ・ 地域には、すでに「ふれあい・いきいきサロン」など住民の居場所機能が確保されているため、これを生活支援拠点として位置づけ、活用する。
  - ・ コミュニティセンター、公民館などのほか、廃校舎や空き店舗、空き家などの資源を有効活用する。
  - ・ 社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」が求められており、社会福祉施設などの施設機能を活用するほか、企業等の地域貢献による活用も考える。
- ② 専門職の派遣
  - ・ 総合相談拠点から、CSWやSCなどの専門職が必要に応じて生活支援拠点を訪問し、地域住民からの相談支援体制を確保する。
- ③ アウトリーチによる対応の強化
  - ・ 生活支援拠点に配置した専門職が、問題を抱えている個人や世帯を積極的に訪問して情報を把握する。
- ④ 総合相談へつなぐ仕組みづくり
  - ・ 地域の民生児童委員や福祉協力量員（福祉員）からの気になる人（世帯）に関する相談や情報提供のほか、地区社協、町内会福祉

部などから“つながる”仕組みをつくる。

◆ 専門職の養成・配置

専門職は、地域や関係機関とのネットワークがあり、スキルと実践経験のある人材が望まれます。

① CSW

本会では、平成17年から養成研修を実施しており、社協職員のほか各分野の相談支援職員や社会福祉法人職員等もコミュニティソーシャルワーク実践者として養成している。（平成28年度末で275名修了）

② SC

秋田県が養成研修を実施しており、生活支援体制整備事業の1層（市町村全域）と2層（中学校区等日常生活圏域）に配置される。（平成28年11月現在で163名修了、うちSCの配置は1層で11名、2層で20名）

生活支援機能について

◆ 集う（多世代交流拠点として）

① 交わる

様々な問題を抱えている当事者や同じ悩みを持つ人の情報交換の場、引きこもりや不就労者等の社会参加、自立促進のきっかけづくりの場。

けづくりの場。

② 楽しむ

様々な世代の人が楽しみ交流する場。

③ 送迎

生活支援拠点との送迎や、買い物など地域の交通手段機能。

④ 預かる

高齢者のミニデイサービス、就学前児童の託児や学童保育の場。

⑤ 学ぶ

住民の特技を生かした習い事や小中学生の学習指導など、様々な世代に応じた学びの場。

⑥ 泊まる

中山間地域における冬期間の共同生活の場や一時的な生活の場。

◆ 相談・訪問・つなぐ

① ネットワークの形成

多世代の住民が集うことで気になる人や世帯の情報共有し、住民参加による見守り機能として気づき、早期発見できる仕組みを確立する。

② アウトリーチの強化

気になる人や世帯の状況把握のため、受け身ではなく積極的に地域を訪問する。

③ 専門職の配置（派遣）

総合相談拠点からCSWやSC

などの専門職を派遣することにより、地域住民が気軽に相談できる環境・体制をつくる。

◆ 生活支援

① フォーマル

シルバー人材センターの有償サービスのほか、新しい介護予防・生活支援サービスの通所A型（行政の委託で社協等が実施するミニデイサービス等）や訪問A型（NPO等による生活援助）、通所・訪問C型（保健・医療の専門職による生活習慣の改善指導等）など。

② インフォーマル

地域住民による支え合いの互助活動で、ボランティア主体のサロンや居場所づくり、通所B型（介護予防運動等）や訪問B型（生活援助）など。

拠点の設置について

本県では、平成の大合併により69市町村が25市町村に再編され、合併した市町では行政機能と合わせて社協も統合され、地域が広範囲になる中で、住民に身近な場所での相談支援体制の確立が求められています。

市町村によって人口規模や小・

中学校区など住民の生活圏域が異なり、地域包括支援センターの設置形態も多様である実態を踏まえ、地域の形態に応じた総合相談・生活支援拠点のあり方を次のとおり整理しました。

- ① 町村（単独）
  - 小・中学校が1校（一部の町を除く）で地域包括支援センターが1か所のため、総合相談拠点を最低1か所設置する。
  - 生活支援拠点は小学校区又は旧小学校区に設置する。
- ② 町（合併）
  - 旧町村に小・中学校がある町と、合併後の町に中学校1校の町とがあり、地域包括支援センターはいずれも1か所のため、総合相談拠点を町に最低1か所設置する。
  - 旧町村にサテライトの総合相談拠点を確保する。サテライトは、社協の支所・センターやデイサービスセンター等を活用する。
  - 生活支援拠点は小学校区又は旧小学校区に設置する。
- ③ 市（合併）
  - 旧市町村に小・中学校があり、地域包括支援センターの設置形態が異なる。①市に1か所、②人口規模やエリアごとに複数、③旧市は人口規模やエリアごと

- ④ 秋田市
  - おおむね中学校区に地域包括支援センターが設置されており、設置エリアごとに総合相談拠点を整備する。
  - 旧町は地域包括支援センターが1か所のため、それぞれ総合相談拠点を整備する。
  - 市社協や自立相談支援機関が中核を担い、各総合相談拠点や関係機関との協働の仕組みを構築する。
  - 生活支援拠点は小学校区又は旧小学校区に設置する。
- ⑤ 市（単独）
  - 鹿角市は昭和40年代の合併による旧町村単位に小・中学校があり、地域包括支援センターをエリアごとに複数設置しているため、総合相談拠点を市に最低1か所とするが、エリアが広範囲なため、旧町村にサテライトの総合相談拠点の確保も考えられる。

拠点の整備に向けて

各市町村で総合相談・生活支援拠点の整備を着実に進めるためには、各種制度・施策の実施主体である市町村

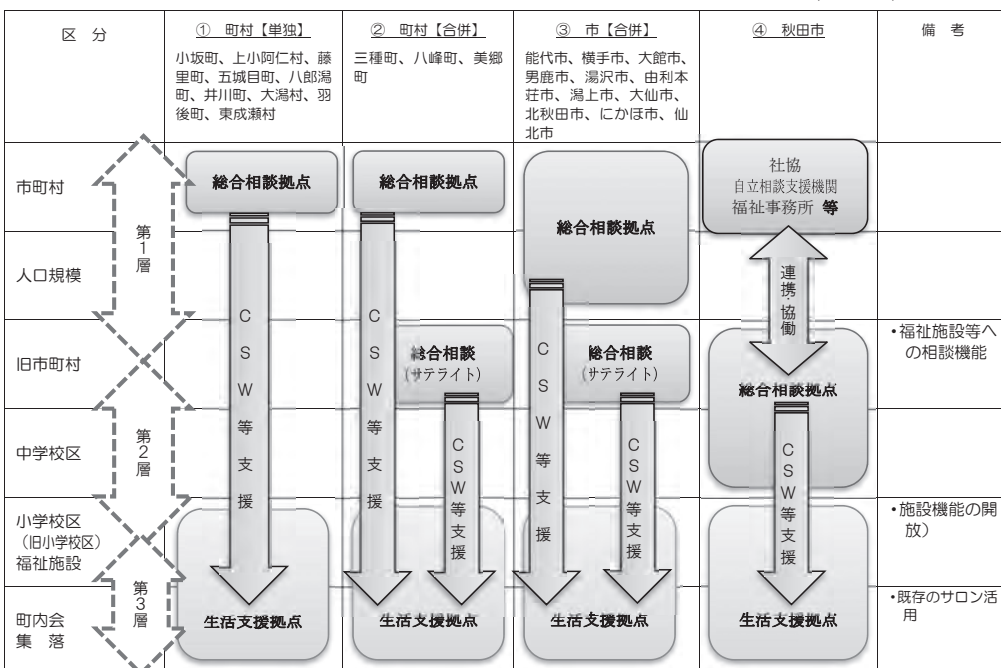
行政の理解と協力が不可欠です。

具体的には市町村における既存の制度や仕組み、人材等を再編成し、経験やノウハウを共有しながら「人・モノ・カネ・情報」を集約するなどにより、結果として財政的にも効率化につながります。

また、国では地域共生社会の実現を目指したモデル事

◇それぞれの総合相談・生活支援拠点イメージ（鹿角市を除く）

※CSW=コミュニティソーシャルワーカー



※鹿角市については本文「拠点の設置について」⑤参照

業「地域力強化推進事業」を実施しており、総合相談体制づくりの財源として積極的な活用が期待されます。



### 3 社会福祉法人の連携・協働による 地域公益活動について

#### 地域公益活動推進検討委員会報告

平成28年3月の社会福祉法改正に伴い「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務として位置づけられたことを踏まえ、秋田県社会福祉協議会では「社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動推進検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、国、全国社会福祉協議会の推進方針や他県の取組事例などを参考に検討を行いました。

#### ○社会福祉法人の責務と法の解釈

平成28年6月1日に出された厚生労働省課長通知「社会福祉法人の地域における公益的な取組について」（以下「通知」）において、公益的な取組みに関する考え方や具体例が示されました。平成28年度に本会が行った「社会福祉法人・社会福祉施設の地域公益活動に関する状況調査」（以下「調査」）では、公益的な取組み例として引きこもり者の居場所づくりや低額での配食事業など住民の福祉課題の解決に取り組む法人もある一方で、地域住民への施設開放や近隣の美化清掃など、地域における公益的な取組みと判断しにくいものも多くありました。

等の指摘も多く、通知が十分に理解されていない面があることが明らかになりました。地域における公益的な活動を推進するためには、法人の役員が「社会福祉法人の責務」、「地域公益活動の理念や意義」などを共有し、法人全体で、地域住民の要望や地域ニーズに応えようとする意識が重要だと考えます。

#### ○地域の多様な生活福祉課題への視点

現在、地域では少子高齢化の進展に伴い、地域社会や家庭機能が変化し社会的孤立の問題や経済困窮など、深刻で多様な生活福祉課題が山積しており、これらに目を向けることが重要となっています。

調査結果からは、地域ニーズの把握が必要とする法人が約三割ありました。「地域のニーズ把握」について

は日常相談業務や既存の地域福祉関係のネットワーク会議、各関係団体（行政、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会など）との会議・研修会の場などを活かし、情報収集することが考えられます。社会福祉協議会は、住民の生活福祉課題の情報をもとに持っています。社会福祉協議会とその他の法人施設との連携はまだ十分とはいえず、これらの連携を強めていく必要があります。

#### ○取組みへの課題

今後少子化が進むことが予想され、福祉人材養成校への入学者の減少、介護福祉士国家試験受験者の減少といった状況から、調査では「職員の確保自体が困難」、「職員が少なく日常業務で一杯で現人員では対応できない」、「公益活動を行うと、職員負担になる」などの意見がありました。

また、小規模法人の課題として、「職員数が少ない」、「施設スペースが狭い」などが挙げられています。法人単独では、なかなか克服できない課題であっても、地域の他法人や他団体と連携し、経費や物品を出し合ったり、当番制で職員体制を組むなどし、公益活動の共同実施で対応することも考えられます。

#### ○県内の取組み事例

県内においても各地域のニーズや

課題を踏まえ、法人が検討を進め、地域のニーズ等に応えるため、施設が持つ専門知識・技術、機能を活かして工夫しながら取り組んでいる法人があります。

#### ◇人材確保・養成支援の事例

「介護職員初任者研修の実施」

◇専門職が参画する協力事業の事例

「認知症サポーターの養成、認知症カフェの開催」、「子ども食堂の開催」

◇施設機能活用の事例

（社会資源、専門知識・技術の提供）

「独居高齢者の洗濯支援」、「難病者への入浴支援」、「社会参加活動の場の提供や就労に向けた支援」

※詳細については、本会ホームページから「社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動推進検討委員会報告書」を御覧ください。

#### ○活動を積極的にアピール

公益的な活動を実施していても、積極的に紹介しない場合には公益的な活動に取り組んでいないと見なされ、現状を理解されないこともあります。社会福祉法人の存在や意義に関する理解を高めていくためには、住民への周知やアピールが必要であり、広報活動を積極的に行うことが必要です。市町村社会福祉協議会、各施設種別協議会等への情報提供や共催による周知啓発活動、マスコミや市町村広報誌への掲載依頼などの方法も考えられます。

○法人連携・人材育成で困難を  
打開

地域ニーズに応じて、各社会福祉法人単位、市区町村域単位、全県域での取り組み方があります。そのプラットフォームホームとして、各市町村社会福祉協議会が機能を発揮することで、連携協働による活動の可能性が広がります。本会では「社会福祉法人・施設と社会福祉協議会の連携による地域公益活動推進モデル事業」（共同募金助成事業）により、地域の生活課題への対応と社会資源としての受け皿づくりを促進し、地域公益活動の普及を進めています。現在、地域公益活動の対応を準備している法人は応募について御検討をお願いいたします。

○制度のはざまにある課題への  
取り組み

制度外のことや制度のはざまにある課題の解決への取り組みとして、生活困窮者支援などは全国的に取り組みられています。生活困窮者支援は短期的な支援では終わらず、長期的な支援となる傾向があります。施設単独で進める方法もありますが、同じエリアでの関係団体・機関の多職種が連携し共に取り組むことで効果をあげているところもあります。活動経費の捻出と併せ、担当者を配置・育成する必要があります。本会では、コミュニケーションシヤルワーカーの

養成研修を行っており、既存の制度では対応が困難な課題に対し関係機関職員や住民とともに支援活動に取り組む専門職の養成に取り組んでいます。社会福祉協議会職員に限らず、広く受講できる研修であり、研修受講後は受講者同士のネットワークが形成され、研修受講後の地域福祉活動の推進に結びついています。

○全県域での法人連携協働に向けて

当初、検討委員会では、参加法人施設が担当職員を配置し総合相談を行い、制度のはざままで苦しんでいる人や緊急を要する場合に「経済的援助」、「食糧等の提供」などを法人の連携・協働により全県域で行うことを検討しましたが、様々な課題があり具体化には至りませんでした。

全県域で行う場合の主な課題としては、相談業務への担当職員の配置、毎年の拠出金の確保（人件費や事務費）、食料品等の管理、他制度との整合性などが挙げられます。本会の課題としては、参加法人が少ない場合、事業実施が困難になること（他県参加率は8%〜30%程度）などがあります。このような課題はあるものの地域福祉の充実に向けて、今後、社会福祉法人経営者協議会・各福祉施設種別協議会との情報交換、県内や他県の実況・情報収集を行い、県社協のモデル事業の実施状況なども踏まえ、引き続き検討を進めます。

皆様の善意

〔平成29年1月〜3月末日現在〕

◎ご寄附◎

- 秋田県商工会女性部連合会 様 30,000円
- 男鹿水族館GAO 様 280,808円
- 秋田銀行吹奏楽団 様 50,000円



秋田県商工会女性部連合会 様



男鹿水族館GAO 様

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

- 加藤建設株式会社 加藤会 様 46,930円
- 秋田市東部ブロック子ども会育成連絡協議会 様 26,955円

NTTマツチングギフトプログラム

- 株式会社NTT東日本・東北秋田支店様
- NTT秋田社会貢献推進会議様
- 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
- 東北事業所 秋田ネットワークサービスセンター様

株式会社NTT東日本サービス 営業推進部  
Web・サポート部門 秋田サポートセンター様  
530,538円



◎災害遺児愛護基金給付金◎

- ◆入学祝金 6件 300,000円
- ◆卒業祝金 5件 250,000円
- ◆激励金 1件 30,000円

●.....●  
善意の募集について  
県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

●.....●  
使用に関するご希望について

主に地域における社会福祉活動やボランティア活動の推進など地域福祉の推進全般において活用する「一般寄附」と、寄附者が用途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先●

秋田県社会福祉協議会総務企画部  
秋田市旭北栄町1-5  
Tel 018-864-2711



平成29年度秋田県社会福祉協議会事業計画及び予算

基本方針 1 多様な主体との協働による生活支援の強化

国において「住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方」、「市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方」等の検討が進む中で、本会として「秋田型総合相談・生活支援拠点あり方検討委員会」報告を基に、「地域福祉トータルケア推進事業」の再構築を図り、本県における地域福祉推進のあり方について検討を行います。

また、介護保険制度改正による「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」において、住民同士の助け合いによる生活支援の拡充が求められている状況を踏まえ、町内会や自治会単位で地域の課題解決に住民が主体的に取り組む「地域支え合いの仕組みづくりモデル事業」を通じて基盤整備を図るとともに、「ふれあい・いきいきサロン」、「小地域ネットワーク活動」の実態把握を行い、生活支援活動の充実に向けた方策を検討します。

更に、地域福祉推進を担うコミュニティソーシャルワーク実践者の養成と応用力強化のための研修を引き続き実施するとともに、地域福祉を担う主体(住民)形成を目的とした「福

祉教育」の全体的な普及に向け、セミナーを通じ、市町村社協におけるプログラム開発の支援と実践を推進します。

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で判断能力が不十分な方が、地域社会で自立して生活するためには福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」は、あり方検討委員会の答申を踏まえ、利用ニーズの増大に対応するため、平成29年4月から基幹的社協方式を全市町村社協方式に変更し、受入体制の増強による利用拡大を図ります。同時に、本事業利用者が成年後見制度に円滑に移行するためのシステムの確立や市町村社協による法人後見実施に向けたモデル事業を継続実施します。

3年目を迎えた「生活困窮者自立支援制度」は、全国的に任意事業の実施拡大が求められる中、国では、見直し作業を進める中としていることから、事業を受託する市町村社協の取組み状況や実施上の課題等を明らかにし、解決に向けた方策を検討するとともに、「生活福祉資金貸付制度」との連携によって、多様かつ、複合的な課題を抱える世帯に対してより効果的な相談支援活動が展開できるよう、市町村社協の体制構築を

支援していきます。

加えて、各市町村で子どもの貧困対策が進む動きに合わせ、地域における支援体制の構築や具体の事業展開(子どもの居場所づくりなど)に社協が積極的に取り組むことを目的にした「子どもの貧困対策推進モデル事業」を新たに実施します。

このほか、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象にした資金貸付事業、児童養護施設等を退所し就職や進学する者等を対象にした資金貸付事業を継続し、社会的な保護を必要とする世帯の自立促進を図ります。

【重点事業】

○地域福祉トータルケア推進事業の再構築に向けた検討

○新たな権利擁護体制の構築モデル事業の実施

○子どもの貧困対策推進モデル事業の実施

基本方針 2 社会福祉事業者の経営基盤強化と質の高いサービス提供

県から受託している福祉保健研修(階層別及び職域別)のほか、介護職員実務者研修通信課程、介護実技講座、認知症介護に関する研修、中堅職員スキルアップ研修、クレーム対応研修など、研修ニーズに基づく自主企画研修の充実を図るとともに、職場内研修(OJT)充実への支援を通じて社会福祉事業従事者の資質向上を図り、専門性の向上と質の高い福祉サービスを提供する人材育成

に努めます。

さらに、受講申込・受付を迅速・効率的に処理するため、平成29年度から本格運用を開始する「研修受付システム」の円滑な利用を促進します。

また、「秋田県福祉保健人材・研修センターアクションプラン」の活動方針を継続し、「無料職業紹介」機能の強化と積極的な求人開拓に取り組むとともに、人材確保・定着促進に向けて、福祉の仕事への就労を希望する求職者の開拓や介護福祉士などの福祉・介護の資格を有する方々の就労及び復職の支援のほか、社会保険労務士・理学療法士等の専門職の派遣・指導を通じた職場の労働環境の改善支援などに取り組めます。

なお、近年、介護職をはじめとした福祉人材の不足が課題となっておりことから、人材確保・定着の促進を図るため、介護の職場体験事業や新人介護職員に対する定着支援を行うエルダー・メンター制度の導入に向けた研修等に取り組めます。

併せて、既に実施中の介護福祉士修学資金貸付事業に加え、新たに保育士修学資金貸付事業を開始し、不足する福祉人材の確保を図ります。

社会福祉法人は、その公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築や地域社会に貢献する法人としての積極的な取組みが求められており、引き続き経営相談事業の充実を図るなど、社会福祉法人経営の強化を支援します。



また、社会福祉法改正で責務化された「地域における公益的な取組」のほか、地域公益事業の実施に向けた取組みとして、「社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業」を継続実施します。

福祉サービス利用者の利益の保護と福祉サービスの質の向上を目指す「運営適正化委員会」では、的確な苦情対応や解決のための助言、適切な機関の紹介などの相談機能の発揮に努めるとともに、引き続き日常生活自立支援事業への適切な助言・指導による運営監視に努めます。

また、福祉サービスの質の確保・向上については、調査者の確保と資質向上を図りながら第三者評価事業の積極的な受審促進を図り、利用者本位のサービスの質の向上を目指します。

【重点事業】

- 福祉保健従事者研修の充実
- 福祉人材の確保とマッチングの促進
- 保育士修学資金貸付事業の実施
- 社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業の実施

基本方針  
3 生活福祉課題の解決に向けた機能強化

県民が抱える多様な生活福祉課題の解決に向けては、地域福祉推進委員会における関係機関や団体との連携・協働によるネットワークを強化するとともに、本県を取り巻く様々な福祉課題の調査・研究活動を通じて

た提言活動の充実を努めます。

福祉を取り巻く国等の動向等を見据えるとともに、平成30年度に予定する秋田県長寿社会振興財団事業の引き継ぎなどを踏まえ、平成30年度を開始年度とする地域福祉活動計画を策定します。

また、平成28年度に設置した「秋田型総合相談・生活支援拠点あり方検討委員会」で取りまとめた方向性を踏まえ、今後の市町村社協における地域福祉実践の具体的な取組み方策について検討を行います。

県民の社会福祉に関する理解と関心を高めるため、ホームページや広報、会員向けメールマガジンの内容充実など情報提供機能の強化に努めるとともに、社会福祉大会や県民フォーラムの開催などを通じて県民・福祉関係者の共通理解を図ります。

更に、県民の善意を地域福祉の推進や災害遺児等への支援に役立てるため、寄附や募金活動を通じて社会貢献活動の拡充に努めます。

【重点事業】

- 地域福祉活動計画の策定
- 種別協議会・団体との連携・協働による地域福祉推進委員会の機能強化

基本方針  
4 組織・経営の強化

市町村社協や社会福祉施設をはじめとする関係機関・団体等と連携しながら、全県の地域福祉を総合的に推進するためには、本会の組織・財政基盤の確立が重要であり、引き続き

き会の円滑な運営と組織の強化に取り組むとともに、国・県の補助・受託事業の確保、拡充に努めます。

また、自然災害が多発している中で、災害発生等の緊急時における組織の対応指針となるリスクマネジメントの充実を図ります。

さらに、施設の火災・自動車共済、自動車リース化などの促進を図り多様な自主財源の確保に努めるとともに、会員及び会費規程に基づき、積極的に会員の拡充及び会費の増強に努めます。

秋田県社会福祉会館については、オープンから30年を経過し、経年劣化による修繕箇所も多くなっている

ことから、利用者の安全・安心の確保に向けて県と協議しながら計画的な修繕を進めるとともに、拡充された駐車場の円滑な運用等による一層の利用促進と、県民に親しまれる会館運営を目指します。

また、職員の資質向上に向け、各種研修への参加を促進するとともに、資格取得への支援を行います。

【重点事業】

- 会員制度の周知と会員拡大、会員サービスの充実
- 多様な自主財源確保の拡充と経費節減
- 秋田県社会福祉会館の適正な運営

平成29年度一般会計予算

| 事業・拠点区分と主な事業内容 |                                     | 予算額     |
|----------------|-------------------------------------|---------|
| 社会福祉事業         | 1 法人運営事業                            | 71,079  |
|                | 2 企画広報及び調査研究事業（社会福祉大会開催、広報発行等）      | 2,932   |
|                | 3 トータルケア関連事業等の市町村社協支援事業             | 2,280   |
|                | 4 各種別協議会支援、研修事業                     | 28,654  |
|                | 5 ボランティア活動推進事業（災害ボランティアコーディネーター養成等） | 2,990   |
|                | 6 民生委員互助共助事業                        | 2,931   |
|                | 7 共同募金配分金事業                         | 8,701   |
|                | 8 退職手当積立事業                          | 8,631   |
|                | 9 ふれあい安心電話システム推進事業                  | 16,950  |
|                | 10 善意銀行（県民や企業、団体等からの寄附の受入、調整、払出）    | 553     |
|                | 11 地域福祉推進委員会事業                      | 2,913   |
|                | 12 福祉職場の求人斡旋等の福祉保健人材センター事業          | 20,497  |
|                | 13 福祉施設経営指導事業                       | 5,039   |
|                | 14 福祉サービス評価事業（第三者評価）                | 1,774   |
|                | 15 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）           | 45,129  |
|                | 16 介護人材確保対策事業                       | 35,798  |
|                | 17 運営適正化委員会事業（福祉サービス苦情相談受付・解決）      | 8,019   |
|                | 18 秋田県災害遺児愛護基金事業（災害遺児養育者へ給付金支給）     | 4,820   |
| 公益事業           | 1 秋田県福祉保健研修センター事業                   | 26,167  |
|                | 2 介護福祉士修学資金貸付事業                     | 52,720  |
|                | 3 ひとり親家庭高等職業訓練貸付事業                  | 12,444  |
|                | 4 児童養護施設退所者等自立支援貸付事業                | 19,707  |
|                | 5 保育士修学資金貸付事業                       | 112,771 |
| 収益事業           | 1 秋田県社会福祉会館管理運営事業                   | 74,243  |
|                | 2 厚生事業                              | 14,431  |
| 一般会計合計         |                                     | 582,173 |

**職場紹介**

このコーナーでは、本会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

**リレー**

No.16

「健康な心と体を育むために」

社会福祉法人たつの子会 鶴川保育園  
保育士主任 西村 優子

三種町は平成18年3月20日、三町が合併して誕生しました。その名称は「三種川」に由来し、「長寿の種」「福祿の種」「楽の種」の三種の種を語源とする川は大動脈として生活や農業に深い関わり合いを持っています。また、「メロン」「じゅんさい」と美味しい食材が食べられ、自然豊かな場所です。子どもたちが主体的に伸び伸びと遊べる環境に本園があります。

本園では、「健康な心と体を目指して」元気に遊ぶ子ども・感動する子ども・心豊かな子どもを保育目標に掲げています。いろいろな体験を通して未来に向かって「生きる力」を育み、年齢を超えた関わりの中で「共に育ち合う保育」を大切にしています。また、保護者のニーズや声を大切に、子ども、保護者の心に寄り添い家庭と共に子どもの育ちを支えるよう支援させて頂いております。

今年度の本園の園内研修は、テーマ「たくさんあそぼうー！たのしくあそぼうー！」を丈夫な体づくりです。生活や遊びの中で転びやすい、注意力

が低下して怪我につながるような場面が多く見られる本園の子どもたちの姿を受け止め、園生活の中で事故や怪我のないように過ごし、遊びや様々な活動を通して丈夫な体づくりができるようにしたいという願いから研修を進めることにしました。

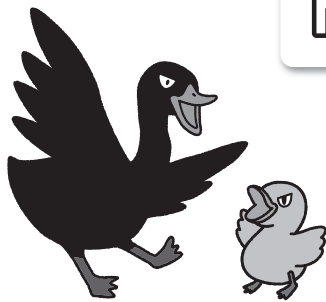
天気の良い日は散歩、戸外活動を中心としています。散歩では、じゃり道、山道、坂道、バランス歩きと自然と関わりながら多様な動きが経験できるように工夫しています。また、日々の遊びの中には足腰を鍛えられるようなゲーム、表現遊び、はいはい運動などをして、転んだときに床に手をつけて怪我を防ぐことを意識できるようにしています。一人ひとりの発達の特徴に応じた遊びを提供し、主体的に楽しく体を動かすことを大切にしています。

すぐに結果のでもものではありませんが、幼児期に必要な体力、運動能力の基礎を培うと共に、探究心、好奇心、自己肯定感などを育み、子どもたちの心と体の健康基盤を育成することを目指し日々取り組んでおります。



↑室内遊びの様子

新登場



**No.1** アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1  
平成29年版インシュアランス生命保険統計

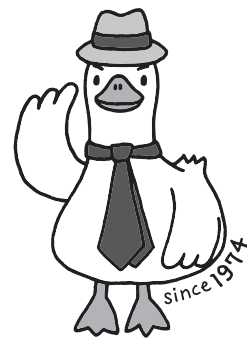
●契約年齢●  
0歳～  
満85歳  
まで

がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに

ちゃんと応える  
医療保険  
EVER

心配な  
「がん」の  
備えに

新 生きるための  
がん保険 Days



■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

ナカイ株式会社 秋田支店

〈引受保険会社〉

☎0120-712-816

FAX 018-866-1762

「生きる」を創る。  
**Aflac**

アフラック

秋田支社

〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3階

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

AF広告課-2017-0005-1703018 1月16日



# 賠償・傷害のセットプランをおすすめします！！

平成29年度

## 全社協 保育所の損害補償

スケールメリットを活かした有利な補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

### セットプラン

● 簡単、便利なインターネットで手続きを

ふくしの保険

検索

(保険期間 1年)

<http://www.fukushihoken.co.jp>

|      | 基本セット補償  | 保険金額                               | 年間保険料                         |         |
|------|----------|------------------------------------|-------------------------------|---------|
|      |          |                                    | 定員数                           | 保険料     |
| 賠償責任 | 対人賠償     | 1名→1億円 1事故→7億円                     | 41～50名                        | 22,700円 |
|      | 対物賠償     | 1事故→1,000万円                        | 51名以降<br>1～10名増ごとに<br>90名まで   | 1,200円  |
|      | 受託物賠償    | 200万円(自己負担なし)<br>うち現金補償→20万円限度     | 91～100名                       | 29,300円 |
|      | 人格権侵害    | 期間中→1,000万円                        | 101名以降<br>1～10名増ごとに<br>150名まで | 1,200円  |
|      | 事故対応特別費用 | 期間中→500万円                          | 151名以降<br>1～10名増ごとに           | 1,420円  |
|      | 被害者対応費用  | 1事故→10万円限度<br>(見舞金・見舞品は1名につき5万円限度) |                               |         |
| 園児傷害 | 死亡保険金    | 121.2万円                            | 園児1名<br>1口あたり<br>(2口まで加入できます) | 870円    |
|      | 後遺障害保険金  | 程度に応じて死亡保険金額の4%～100%               |                               |         |
|      | 入院保険金    | 1,700円*                            |                               |         |
|      | 通院保険金    | 1,100円                             |                               |         |

基本セット補償保険料計算例

100名で加入の場合

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 賠償                         | 29,300円  |
| 傷害<br>870円<br>×100名<br>×1口 | 87,000円  |
| 合計                         | 116,300円 |

\*手術保険金のお支払額は、入院中の手術の場合：入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合：入院保険金日額の5倍となります。



|      | 天災セット補償  | 保険金額                               | 年間保険料                         |         |
|------|----------|------------------------------------|-------------------------------|---------|
|      |          |                                    | 定員数                           | 保険料     |
| 賠償責任 | 対人賠償     | 1名→2億円 1事故→10億円                    | 41～50名                        | 28,000円 |
|      | 対物賠償     | 1事故→1,000万円                        | 51名以降<br>1～10名増ごとに<br>80名まで   | 1,500円  |
|      | 受託物賠償    | 200万円(自己負担なし)<br>うち現金補償→20万円限度     | 81～90名                        | 33,900円 |
|      | 人格権侵害    | 期間中→1,000万円                        | 91～100名                       | 36,200円 |
|      | 事故対応特別費用 | 期間中→500万円                          | 101名以降<br>1～10名増ごとに<br>150名まで | 1,500円  |
|      | 被害者対応費用  | 1事故→10万円限度<br>(見舞金・見舞品は1名につき5万円限度) | 151名以降<br>1～10名増ごとに           | 1,800円  |
| 園児傷害 | 死亡保険金    | 108万円                              | 園児1名<br>1口あたり<br>(2口まで加入できます) | 1,190円  |
|      | 後遺障害保険金  | 程度に応じて死亡保険金額の4%～100%               |                               |         |
|      | 入院保険金    | 1,500円*                            |                               |         |
|      | 通院保険金    | 1,000円                             |                               |         |

### 個別プラン

プラン1  
保育所業務の補償

- ① 基本補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

新設 オプション3 看護師の賠償責任補償

プラン2  
保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3  
保育所職員の補償

- ① 保育所職員の労災上乗せ補償
- ② 保育所職員の傷害事故補償
- ③ 保育所職員の感染症罹患事故補償

プラン4  
社会福祉法人役員等の補償

改定 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 保険会社 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

# シリーズ こだわりの品質

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

障害者支援施設「はまなす園」(由利本荘市)の就労継続支援B型事業で行っているクリーニング事業についてご紹介します。

平成4年5月に社会福祉法人岩城愛生会(東海林敬介理事長)が開設した障害者支援施設「はまなす園」(遠藤正彦施設長)は、施設入所支援(定員30名)・短期入所事業(空きベッド利用)、就労継続支援B型事業(定員20名)・生活介護支援事業(定員20名)を展開しています。

障害者支援施設「はまなす園」では、福祉施設や民間企業をメインの取引先としてクリーニング事業を行ってまいります。作業の様子を見せていただきました。

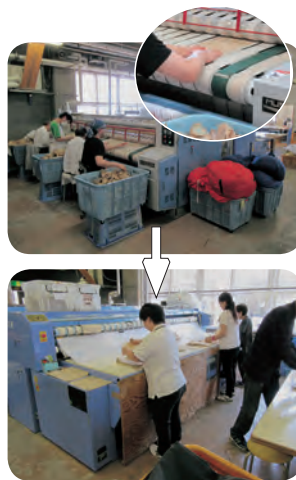
## 事業は開設当初から

アイロンの蒸気の匂いと熱、大きな洗濯機の動作音——事業所内の作業場はまるで工場。平成4年の開設当初からクリーニング事業を行っており、10年前には中央競馬馬主社会福祉財団の助成で業務用の機械を導入。現在に至るまで取引先を少しずつ増やしなが、事業を拡大してきました。

## 作業の内容・工夫

取材中に行われていたのは、列車の座面カバーのクリーニング。年末年始や夏休み、大曲の花火など運行が増える時期は繁忙期。お伺いした5月末はちょうどゴールデンウィークの忙しさが落ち着いた頃でした。洗濯機で洗ったカバーを、アイロンがけの機械に挿入。布が真っ直ぐになるよう指先で抑えながら、機械

のタイミングに合わせて入れていきます。反対側にきれいに乾いて出てきたカバーに、汚れや皺が無いかわかり確認し、数を合わせてまとめ、納品の準備をします。



座面カバーにも種類があり、大きさや素材が異なります。皺になりやすい素材では、工程も増え、技術的にも難しくなります。

この他に、福祉施設や病院との取引もしているため、扱う品物は多種多様です。納品先ごとに作業時間や場所を分けて、間違いが無いように工夫されています。

## モチベーションアップの工夫

15年以上働いているベテランもいますが、若い方も増え、年齢層は様々です。利用開始時には作業体験

を行い、障害者就業・生活支援センターや相談支援センターと連携しながら一人ひとりの利用者に合うサポート方法を検討します。



利用者の得意分野を踏まえて作業を分担するほか、工賃や年2回のボーナスに評価を反映する仕組みを取り入れています。事業所内で2人しかできない難しい作業を行う利用者は「いつか旅行がしたい」と話していました。

## 事業に関するお問い合わせ

障害者支援施設「はまなす園」

由利本荘市岩城内道川字烏森150番地297

TEL 0184-73-3447 FAX 0184-73-3448  
HP <http://www.iwaki-hamanasu.org/>

2017年6月号 平成29年6月30日発行  
発行/秋田県社会福祉協議会  
秋田県秋田市旭北栄町1番5号  
TEL(018)864-2711 FAX(018)864-2702